

規制改革推進会議 第6回医療・介護・保育WG
御説明資料

1. 保険給付と保険外サービスの柔軟な組合せについて

平成28年12月14日
厚生労働省

保険外サービスとの併用について

基本的な考え方


○ 介護保険制度では、一定のルールの下で、多様な介護ニーズに対応できるよう、保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することを認めている。

● 保険サービスと保険外サービスが明確に区分されていること

- ・ 保険サービスの提供の一環として提供されるサービスや保険サービスの提供と関係のないサービスであって、保険サービスと明確に区分されるもの（例えば、通常の事業の実施地域以外に居宅する利用者の通所介護の送迎、配食等）は料金の徴収が認められる一方、明確に区分されないサービス（例えば、共益費等）は利用料の徴収が認められないことを、省令や通知で示している。

● 利用者等に、保険外サービスの提供に当たって、あらかじめサービスの内容等を説明し、同意を得ていること など

- ・ 保険外サービスの提供に当たり、利用者やその家族に対しサービスの内容、料金等について説明すること、料金等を明示した文書に利用者の署名を受けることにより同意を得ること、料金等を定め見やすい場所に掲示すること等の手続きが必要であることを、省令や通知で示している。



不明朗な形で料金が徴収されるおそれや、事実上保険外負担をしないとサービスが受けられなくなるおそれ、保険給付の範囲を越えたサービスが保険請求されるおそれがあることなどを踏まえ、利用者保護等の観点から求めているもの。

保険サービスとの併用を認めているサービスの例

※ 介護保険の給付は、サービスに要した費用に対してサービス費を支給する立て付けであるため、保険サービスと保険外サービスを組み合わせた提供が可能

● 追加的なサービスとして差額を徴収するサービス

※ 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等で限定列挙

<訪問介護>

- ・ 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅におけるサービス提供に要する交通費

<通所介護>

- ・ 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ・ 食事の提供に要する費用
- ・ おむつ代 など

● 保険サービスと関係がなく、保険サービスと明確に区分されるサービス

- ・ 配食
- ・ 利用者以外の家事 など

※ この他、利用者の選択による保険外の指定居宅サービス等

今後の検討について

- 以下のような点に留意しつつ、保険外サービスとの併用に係るルールのあり方について検討。
 - 利用者の負担が不当に拡大するおそれはないか
 - トラブルが生じた際の救済をどうするか
 - 介護制度の理念たる自立支援・重度化防止を阻害するおそれがないか
 - 給付費の増加に繋がるおそれがないか
 - ルールを緩和した場合にかかる追加の行政コストがメリットに見合うか など

参照条文(訪問介護関係)

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)

第20条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の業務の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号)(抄)

(10) 利用料等の受領

- ② 同条(※第20条)第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問介護を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定訪問介護に係る費用の額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。
なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問介護のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。
 - イ 利用者に、当該事業が指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
 - ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が指定訪問介護事業所の運営規程とは別に定められていること。
 - ハ 会計が指定訪問介護の事業の会計と区分されていること。
- ③ 同条第3項は、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に関して、前3項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払利用者から受けることができるとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。
- ④ 同条第4項は、指定訪問介護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。